であって、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める物をいう。
2　（略）
3　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するスポーツ用品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。
⑴　（略）
⑵　見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール（DM）、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
⑶～⑸　（略）
4　（略）
5　この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売するスポーツ用品に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、スポーツ用品を適切に使用し、管理するために必要な事項を記載した物をいう。
6　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であって、次に掲げるもの（第１号及び第２号のうち、店頭等に表示される物を除く。）をいう。
⑴～⑶　（略）
（カタログにおける必要表示事項）
第４条　事業者は、スポーツ用品についてカタログを発行する場合には、当該カタログに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴　（略）
⑵　品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容
⑶～⑼　（略）
⑽　消費者からの問合せ窓口に関する事項
⑾　（略）
2　（略）

であつて、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める物をいう
2　（略）
3　この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するスポーツ用品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であつて、次に掲げるものをいう。
⑴　（略）
⑵　見本、チラシ、パンフレツト、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示（ダイレクトメール（DM）、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）
⑶～⑸　（略）
4　（略）
5　この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売するスポーツ用品に添付して一般消費者に提供する印刷物であつて、スポーツ用品を適切に使用し、管理するために必要な事項を記載した物をいう。
6　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であつて、次に掲げるもの（第１号及び第２号のうち、店頭等に表示される物を除く。）をいう。
⑴～⑶　（略）
（カタログにおける必要表示事項）
第４条　事業者は、スポーツ用品についてカタログを発行する場合には、当該カタログに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴　（略）
⑵　品名及び品番、並びにセツト商品である場合にはその旨及びセツトの内容
⑶～⑼　（略）
⑽　消費者からの問い合わせ窓口に関する事項
⑾　（略）
2　（略）

（本体における必要表示事項）
第５条　製造業者等は、スポーツ用品の本体、下げ札又は容器若しくは包装に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴～⑹　（略）
2　前項の規定にかかわらず、同項第３号、第４号及び第６号の表示については、技術的な理由その他の合理的な理由により、製造業者等が表示をすることが困難であるとスポーツ用品公正取引協議会が認めた場合には、これを省略することができる。ただし、この場合には、製造業者等は、販売店において、一般消費者からの問合せに対して、速やかに、かつ、十分な説明ができる体制を採るものとする。
（取扱説明書における必要表示事項）
第６条　事業者は、スポーツ用品について取扱説明書を作成する場合には、当該取扱説明書に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴　事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号
⑵　品名又は品番
⑶・⑷　（略）
⑸　アフターサービス及び消費者からの問合せ窓口に関する事項
（店頭等における必要表示事項）
第７条　販売業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列するスポーツ用品については、当該スポーツ用品の品番ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。ただし、商品の本体、下げ札又は容器若しくは包装、カタログ等における表示により、店頭等で一般消費者に容易に分かるようになっている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。
⑴　（略）

（本体における必要表示事項）
第５条　製造業者等は、スポーツ用品の本体又は容器若しくは包装に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴～⑹　（略）
2　前項の規定にかかわらず、同項第３号、第４号及び第６号の表示については、技術的な理由その他の合理的な理由により、製造業者等が表示をすることが困難であるとスポーツ用品公正取引協議会が認めた場合には、これを省略することができる。ただし、この場合には、製造業者等は、販売店において、一般消費者からの問い合わせに対して、すみやかに、かつ、十分な説明ができる体制を採るものとする。
（取扱説明書における必要表示事項）
第６条　事業者は、スポーツ用品について取扱説明書を作成する場合には、当該取扱説明書に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。
⑴　事業者の住所、氏名又は名称、電話番号
⑵　品名及び品番
⑶・⑷　（略）
⑸　アフターサービス及び消費者からの問い合わせ窓口に関する事項
（店頭等における必要表示事項）
第７条　販売業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列するスポーツ用品については、当該スポーツ用品の品番ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。ただし、商品の本体又は容器若しくは包装、カタログ等における表示により、店頭等で一般消費者に容易に分かるようになつている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。
⑴　（略）